

【第1条】

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）新旧対照表

旧	新
<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第39条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) <u>次号及び第3号</u> に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、<u>法第72条の24の7第6項各号</u>に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされる法人でない社団又は財団、第4項の規定により法人とみなされる法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、<u>ガス供給業(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定す</u></p>	<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第39条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) <u>次号から第4号</u>までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、<u>法第72条の24の7第7項各号</u>に掲げる法人、第3項の規定により法人とみなされる法人でない社団又は財団、第4項の規定により法人とみなされる法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、<u>ガス供給業のうちガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業(以下この節において「導管ガス供給業」という。)</u></p>

【第1条】

<p>(法人の事業税の申告納付の期間)</p> <p>第43条 事業税の納税義務のある法人が、各事業年度に係る所得割等(第39条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人_____の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イ_____に掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)につき申告納付すべき期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 法第73条の14第11項から第13項までに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告の義務)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第73条の14第5項から第14項までの規定の適用がある場合は、第1項に規定する申告書に、不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準について控除の適用を受けるために必要な事項を記載し、かつ、その旨を証するに足りる書類又はその写しを添えなければなら</p>	<p>(法人の事業税の申告納付の期間)</p> <p>第43条 事業税の納税義務のある法人が、各事業年度に係る所得割等(第39条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第3号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)につき申告納付すべき期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>課税地を管轄する広域本部長は、前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該住宅の取得が第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項又は第3項の規定を適用することができる。</u></p> <p>6 法第73条の14第12項から第14項までに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告の義務)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第73条の14第6項から第15項までの規定の適用がある場合は、第1項に規定する申告書に、不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準について控除の適用を受けるために必要な事項を記載し、かつ、その旨を証するに足りる書類又はその写しを添えなければなら</p>
--	--

【第1条】

い。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第59条 (略)

2~5 (略)

(新設)

6 前2項に定めるもののほか、特例適用住宅に第52条第2項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用その他の同項から第3項までの規定の適用に関し必要な事項は、施行令第39条の3の定めるところによる。

(不動産取得税の減免)

第63条 (略)

2 知事は、公共事業のため移転補償を受けて家屋を取り壊した者が、当該家屋を取り壊した日から2年以内に、当該取り壊した家屋に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合には、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税(法第73条の14第6項の規定の適用があるものを除く。)については、当該取り壊した家屋の価格に相当する額に税率を乗じて得た額に相当する税額を軽減することができる。

3~6 (略)

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第6条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第41条第1項第2号中「

い。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第59条 (略)

2~5 (略)

6 課税地を管轄する広域本部長は、前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。

7 前3項に定めるもののほか、特例適用住宅に第52条第2項の規定の適用がある場合における第1項の規定の適用その他の同項から第3項までの規定の適用に関し必要な事項は、施行令第39条の3の定めるところによる。

(不動産取得税の減免)

第63条 (略)

2 知事は、公共事業のため移転補償を受けて家屋を取り壊した者が、当該家屋を取り壊した日から2年以内に、当該取り壊した家屋に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合には、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税(法第73条の14第7項の規定の適用があるものを除く。)については、当該取り壊した家屋の価格に相当する額に税率を乗じて得た額に相当する税額を軽減することができる。

3~6 (略)

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第6条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第41条第1項第2号中「

【第1条】

各事業年度の所得のうち年 400 万円を超える金額	100 分の 4.9
」とあるのは「	
各事業年度の所得のうち年 400 万円を超え年 10 億円以下の金額	100 分の 4.9
各事業年度の所得のうち年 10 億円を超える金額	100 分の 5.7
」と、 <u>同条第4項第2号</u> 中「100 分の 4.9」とあるのは「100 分の 4.9 (各事業年度の所得のうち年 10 億円を超える金額については、100 分の 5.7)」とする。	
(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)	
第6条の7 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令第36条の2の2に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第49条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。	
2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第59条第1項及び第60条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に定める場合には、4年)」と、第60条第1項中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令附則第6条の17第2項に定める場合には、4年)」とする。	
(認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例)	
第7条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和4年3月31日までにした場合における第52条第1項の規定の適用につい	

各事業年度の所得のうち年 400 万円を超える金額	100 分の 4.9
」とあるのは「	
各事業年度の所得のうち年 400 万円を超え年 10 億円以下の金額	100 分の 4.9
各事業年度の所得のうち年 10 億円を超える金額	100 分の 5.7
」と、 <u>同条第5項第1号</u> 中「100 分の 4.9」とあるのは「100 分の 4.9 (各事業年度の所得のうち年 10 億円を超える金額については、100 分の 5.7)」とする。	
(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)	
第6条の7 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令第36条の2の2に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第49条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。	
2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合における第59条第1項及び第60条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第2項に定める場合には、4年)」と、第60条第1項中「2年」とあるのは「3年(同号に規定する施行令附則第6条の17第2項に定める場合には、4年)」とする。	
(認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例)	
第7条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年3月31日までにした場合における第52条第1項の規定の適用につい	

【第1条】

ては、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

ては、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。